平成 24 年 5 月 11 日

各　　位

会 社 名　株 式 会 社　アートネイチャー
代表者名　代表取締役会長兼社長　五十嵐　祥剛
（ＪＡＳＤＡＱ・コード７８２３）
問合せ先　上席執行役員経営企画部長　内 藤　　功
電話　03－3379－3228

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）発行に関するお知らせ

当社は平成 24 年 5 月 11 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対して、特に有利な条件をもってストックオプションとして新株予約権を発行すること、および募集事項の決定を、当社取締役会に委任することの承認を求める議案を平成 24 年 6 月 21 日開催予定の当社第 45 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役、執行役員、及び従業員に対し、業績連動型報酬のひとつとして金銭の払込みを要することなく新株予約権を発行するものであります。これは、中期的な経営努力を反映できるものであり、また、適正な経営を通じた株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めることを目的としております。

２．新株予約権の割当を受ける者

当社取締役及び従業員

３．新株予約権の発行の要領

（１）新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 80,000 株を上限とする。このうち取締役に対しては、当社普通株式 28,000 株を上限とする。

ただし、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

なお、この調整は新株予約権のうち、当該時点で権利を行使されていない新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割・併合の比率

また、上記のほか、当社が資本の減少、合併または会社分割等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

（２）新株予約権の総数

800 個を上限とする。このうち取締役に対しては、280 個を上限とする。

新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は、100 株とする。ただし、上記（１）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

（３）新株予約権の公正価額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデルにより算定する。

（４）新株予約権の払込金額

金銭の払込を要しないこととする。

（５）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額を１円として、これに付与株式数を乗じた金額とする。

（６）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から２年を経過した日から平成 34 年７月 31 日

（７）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生ずる１円未満の端数は切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

ただし、新株予約権の行使に対して、自己株式を交付するときは資本金および資本準備金への組み入れ額はない。

（８）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当を受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人による新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、新株予約権者が業務上の災害等で死亡した場合は、新株予約権の相続人が新株予約権を行使することができるものとする。

③ 新株予約権者は、新株予約権の全部または一部を行使できる。

④ 上記のほか新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

（９）新株予約権の取得の条件

以下の場合において、当社は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

① 当社が消滅会社となる合併、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転に関し、当社株主総会の承認決議がなされた場合。

② 新株予約権者が新株予約権の行使の条件やその他の要因等により新株予約権の全部または一部の行使が可能と見込めない場合。

③ 新株予約権者が新株予約権の全部または一部について放棄もしくは返還等の意思を表示した場合。

（１０）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

（１１）新株予約権に関するその他の事項については、本株主総会後に開催される取締役会決議により定める。

以　上